第Ⅰ章　令和４年全国都道府県市区町村別面積調（10 月 1 日時点）の概要

「全国都道府県市区町村別面積調」（以下「面積調」という。）は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 12 条の基本測量に関する長期計画に基づき国土地理院が毎年実施する我が国の国土面積の調査である。令和４年面積調（10 月 1 日時点）は、令和４年 10 月 1 日（以下「基準日」という。）時点の我が国の国土面積を取りまとめた国土地理院技術資料である。

１．面積の測定方法

令和４年面積調（10 月 1 日時点）は、基準日時点の電子国土基本図（地図情報）（以下「基本図」という。）における海岸線と市区町村等の境界（以下「行政界」という。）で囲まれた地域を対象に面積を測定した。基本図における海岸線は、満潮時の水涯線を表し、河川及び湖沼は陸域に含めている。河川の河口については、海岸線の自然な形状に従って河口両岸の先端を結んで陸海の境とした。

面積測定は、基本図の海岸線と地図情報レベル 25000 の行政界で囲まれたポリゴンにおける各頂点の経緯度座標について、2 本の標準緯線を北緯 33°及び北緯 44°、中央経線を東経 135°とするアルベルス正積円錐図法で、測地基準系 1980（GRS80）楕円体から平面に投影した後、ポリゴン毎の面積を算出した。

なお、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による一時的な浸水域のある岩手県、宮城県及び福島県においては、新たに生じた土地を除いて、当面、同地震による地殻変動後の座標値に補正した地震前海岸線を用いて面積を算出している。

２．面積の公表値

令和４年面積（10 月 1 日時点）は、上記の測定方法により、行政区画を構成するポリゴンの面積を平方キロメートル単位で集計した後、小数第二位（小数第三位を四捨五入）で表示した。

なお、面積は公表する単位ごとに四捨五入しているため、各市区町村の面積の合計が各都道府県及び全国などの面積と一致しない場合がある。

３．境界未定部がある市区町村の面積（参考値の掲載）

行政界に境界未定部がある市区町村の面積については、＊を付した参考値（便宜上の概算数値）を記載するとともに、アルファベットの参照文字を付して境界未定等の説明及び関係する市区町村の合計面積を別に記載した。

なお、各市区町村の参考値は、都道府県、市部及び郡部等の合計面積に含まれている。

参考値については、以下⑴～⑷のとおり算出した。

⑴ 関係市区町村の基準日における合計面積を面積の測定方法に従い算出する。

⑵ ⑴で算出した合計面積から令和４年面積調（7 月 1 日時点）で算出した関係市区町村の合計面積を差引き、差を求める。

⑶ ⑵において合計面積に差がない場合は、関係市区町村の令和４年面積調（7 月 1 日時点）の参考値を用い、基準日における参考値とする。

(4)(2)において合計面積に差がある場合は、行政界及び海岸線に変更箇所のある関係市区町村の令和4年面積調（7月1日時点）の参考値に、その差を加算した値を基準日における参考値とする。

４．面積に含まれる告示等

新たに生じた土地又は行政界に関する告示等は、基準日時点の面積に含まれるものについて各都道府県の面積に含まれる告示等欄に一覧で掲載し、該当市区町村の面積欄の末尾に一覧の参照番号を付した。

５．湖沼・島面積の掲載

１平方キロメートル以上の面積を有する湖沼・島について、「１.面積の測定方法」に準じて全体面積及びその所属市区町村別面積を測定し、第Ⅲ章末尾に掲載した。

６．全国地方公共団体コード

都道府県名及び市区町村名の先頭に記載した番号は、「全国地方公共団体コード」であり、総務省が「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード」（昭和45年行政管理庁告示第44号）として設定しているコードで、「日本産業規格」（JIS）になっているもの（その後の異動を修正したものを含む。）である。

なお、全国地方公共団体コードについては、以下の総務省ホームページにおいて公開されている。

https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html

別記Ⅰ　第Ⅲ章　市区町村別面積における「面積に含まれる告示等」欄の用語説明

(1) 廃置分合

①地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 7 項の規定に基づく総務省告示（市町村の廃置分合)。

②地方自治法第 252 条の 20 第 1 項の規定に基づき設置される区等について、当該市区の設置等に関する条例（行政区の設置)。

③指定都市の行政区の廃置分合に関する当該市条例（行政区の廃置分合)。

(2) 市制施行・町制施行

地方自治法第 8 条第 3 項の規定に基づく総務省告示(村を町とする、又は町村を市とする処分)。

(3) 名称変更

地方自治法第 3 条第 7 項の規定に基づく総務省告示（市町村の名称変更)。

(4) 境界確定

地方自治法第 9 条第 6 項の規定に基づく総務省告示（市町村の境界の確定)。

地方自治法第 9 条の 2 第 6 項の規定に基づく総務省告示（市町村の境界の決定)。

(5) 境界変更

地方自治法第 7 条第 7 項の規定に基づく総務省告示（市町村の境界変更)。

(6) 新たに生じた土地

地方自治法第 9 条の 5 第 2 項の規定に基づく都道府県告示、及び同法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づく市町村長の告示（新たに生じた土地)。

(7) 未所属地編入

地方自治法第 7 条の 2 第 3 項の規定に基づく総務省告示（未所属地域を市町村の区域に編入する処分)。

(8) 境界画定

関係市区町村長からの申請等（境界訂正申請書又は境界確認書）に基づき、基本図に表示されていなかった市区町村の境界が、調査対象期間内に新たに取得されたもの（上記(4)を除く。)。

(9) 境界修正

関係市区町村長からの申請等（境界訂正申請書又は境界確認書）に基づき、基本図に表示されている市区町村の境界の一部が、調査対象期間内に修正されたもの（上記(5)を除く。)。

(10) 改正

都道府県告示等の告示内容が、後日改正されたもの。

(11) 訂正

以前に公表した内容を、今回訂正したもの。